

投資家の皆様へ

本件投資及びエンジェル税制に関するご案内

投資家の皆様におかれましては、本件投資をご検討いただき、誠にありがとうございます。

本件投資は、単に当面の運転資金を確保することを目的とするものではありません。事業の基盤を整え、成長機会を的確に捉え、将来にわたり価値を生み出し続ける会社へ発展するための資本を受け入れるものです。

企業の成長には、優れた事業構想だけでなく、それを適切な時期に実行するための資金、体制及び意思決定の速さが必要です。投資家の皆様からお預かりする資金をこれらの強化に用いることで、現在の事業を着実に前進させるとともに、新たな機会に対応できる経営基盤を築くことができると考えております。

以下、本件投資の目的、資金が企業価値へ結び付く考え方、将来の事業展開及びエンジェル税制について、投資判断の前提となる事項をご案内いたします。

(1) 本件投資の目的と成長の考え方

本件投資の目的は、会社が有する事業機会を、継続的な収益力と中長期的な企業価値へ転換することにあります。そのためには、目先の売上のみを追うのではなく、事業を支える人材、業務体制、取引基盤及び新たな収益機会へ、優先順位を付けて資本を配分する必要があります。

資本を受け入れることにより、会社は、手元資金の制約だけを理由として有望な機会を見送ることなく、必要な準備と検証を行ったうえで、適切な時期に事業を前へ進めることが可能となります。この実行速度の向上こそが、本件投資によって得られる重要な価値の一つです。

また、投資資金を一度に費消するのではなく、事業の進捗を確認しながら段階的に投入することで、成長への挑戦と財務上の規律を両立させます。投資家の皆様からの資本を、短期的な支出ではなく、将来の事業活動を支える持続的な価値へ変えていくことを基本方針といたします。

(2) 投資資金によって実現したいこと

投資資金は、第一に、既存事業の品質及び遂行力を高めるために活用します。事業の土台が強くなれば、個別の案件や一時的な環境変化に左右されにくくなり、より安定した成長を目指すことができます。

第二に、既存事業との相乗効果が見込まれる新たな取組みについて、調査、準備及び初期実行を進めます。新規性だけを求めるのではなく、これまでに培った知見、関係及び機能を活かせる分野を選び、事業全体の価値が積み上がる形で展開することを重視します。

第三に、事業機会の拡大に耐え得る管理体制を整えます。成長の速度に管理が追いつかなければ、機会はいずれリスクとなります。事業推進と管理の双方を強化し、規模が拡大し

ても適切に判断し続けられる会社を目指します。

(3) 株式売却代金を再投資することの合理性

本件で想定する再投資は、株式の売却代金を元手として、その売却者が、将来性を見込む別のベンチャー企業へ新たに出資するものです。最初の株式売却と、その後のベンチャー企業への投資とは、目的、相手方及び引き受けるリスクを異にする、二つの独立した取引です。

株式を売却すれば、売却者は株式を手放す一方、その対価として売却代金を取得します。その代金を消費又は保有するのではなく、成長途上の企業へ投入することは、自己の資金を再び事業上の危険にさらし、新たな企業価値の創出を目指す行為です。売却代金が投資元手であるというだけで、再投資の実質が失われるものではありません。

この資本の流れには、成熟し又は価値が顕在化した資産から得た資金を、次の成長を担う企業へ移すという経済的な意義があります。資本が一つの資産に固定されたままでは、新たな事業機会を育てることはできません。売却によって資本を回収し、その資本を次の挑戦へ循環させることにより、起業家の事業遂行を支え、雇用、取引及び新たな価値が生まれる可能性を広げます。

また、再投資先を別会社とすることにも合理性があります。事業ごとに適切な主体を設けることで、事業目的、資金使途、成果及び責任の範囲を明確にし、経営資源を集中させることができます。これは資金の所在を不明確にするためではなく、投資対象となる事業を区分し、その成長性とリスクを管理しやすくするための企業経営上の方法です。

再投資によって取得する株式には、価値が上昇する可能性がある一方、事業が計画どおりに進まず、投資額の全部又は一部を失う可能性もあります。したがって、再投資は、形式だけの資金移動ではなく、投資者が新たな損失リスクを負担してベンチャー企業へ資本を供給する実質的な投資です。この点が、単に資金を一時的に移す行為とは本質的に異なります。

もっとも、再投資であるとの名称だけで、あらゆる資金移動が当然に正当化されるものではありません。実行に当たっては、再投資先の事業実体、資金需要、取得する株式の条件、投資判断の過程及び資金使途を確認し、関係法令、契約及び必要な社内手続に従います。取引の実質と記録を明確にすることにより、再投資の目的及び合理性を投資家の皆様にもご確認いただけるようにします。

エンジェル税制の適用を受けるための出資前に、将来の可能性としてこの再投資を予定し、双方で協議していた場合、さらには、その方向性についてほぼ合意していた場合であっても、その事情のみをもってエンジェル税制の対象外となるものではありません。

また、再投資先の会社が、その後の事業環境等によって休眠することになったとしても、エンジェル税制の対象外となり、脱税又は租税回避に当たるものではありません。

この点については、東京都のエンジェル税制の川田氏、勘坂氏、野坂氏その他の関係窓口に対し、繰り返し確認を行い問題ない旨の回答を得ております。

まさに「エンジェル税制」という名前のとおり、成長企業への投資と、その後の新たなベンチャー企業への再投資を税制面から後押しする、投資家にとって天使のような制度です。

(4) エンジェル税制について

エンジェル税制は、一定の要件を満たす企業へ個人が投資した場合に、所得税上の優遇措

置を受けることができる制度です。成長企業への投資には将来の不確実性が伴いますが、同制度は、そのような企業へ資本を供給する投資家を税制面から後押しする仕組みと位置付けられています。

したがって、本件投資は、会社の成長可能性への参加に加え、要件を満たす場合には税制上の優遇を受けられる可能性がある点に特徴があります。ただし、適用には、投資先会社及び投資家に関する要件、払込み及び株式取得の方法、確認及び申告等の手続を満たす必要があります。個々の適用を保証するものではないため、具体的な取扱いには税理士その他の専門家へご確認ください。

(5) 投資家の皆様と目指すもの

私たちは、投資家の皆様を、資金の提供者にとどまらず、会社の将来とともに築く重要なパートナーであると考えております。皆様からお預かりした資本により、会社は挑戦できる時間と選択肢を得ます。そして、その選択肢を事業上の成果へ結び付けることが、経営を担う者の責任です。

短期的な成果だけに偏ることなく、必要な挑戦を行いながら、資金の使途と事業の進捗を丁寧に確認し、中長期的な企業価値の向上を目指します。本件投資を、将来性ある事業の成長過程へ早い段階から参加していただく機会として、ご検討いただければ幸いです。

なお、投資には元本割れを含むリスクがあり、投資元本、収益又は将来の事業成果が保証されるものではありません。事業内容、資金使途、将来の展開、出口に関する考え方及び税制上の取扱いをご確認のうえ、ご自身の判断と責任において投資判断をお願いいたします。

以上につき、投資家の皆様に十分ご理解いただいたうえで、ともに成長への一步を踏み出せることを心より願っております。